## 再 申 入 書

令和4年7月19日

横浜市港北区新横浜 2 - 6 - 1 アーバス新横浜 8 階 株式会社レンタス 代表取締役 木 村 孝 広 殿

> 内閣総理大臣認定 特定適格消費者団体・適格消費者団体 特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道 理事長 松 久 三 四 彦

₹ 060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目1番55ほくろうビル3階 TEL 011-221-5884 FAX 011-221-5887

当法人の貴社に対する令和2年9月15日付け申入書(以下「申入書」といいます。)に対する、貴社からの令和4年3月24日付け回答書を受けまして、当法人は、貴社に対し、貸渡約款(令和4年4月1日施行)における以下の条項につき、再度申し入れます。

## 1 検討を要する条項

約款第30条第1項及び第2項

貴社が、本条項により損害賠償を負う主体について、改正前の「借受人または運転者が」との文言を、「借受人が」と変更されたことについては、異論ありません。

他方、本条第1項では「借受人が借り受けたレンタカーの使用中に第三者または当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。」との文言を維持しつつ、「ただし、借受人および運転者が無過失または当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。」とし、また、本条第2項では「前項の当社の損害のうち、事故、盗難、借受人または運転者の責に帰すべき事由による故障、レンタカーの汚損・臭気等により当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については料金表等に定めるノンオペレーションチャージによるものとし、借受人は直ちにこれを支払うものとします。」との文言を維持しつつ、「但し借受

人及び運転者が無過失の場合を除きます。」と加筆された点については、 消費者契約法に照らして問題があります。

本条項が定める借受人の第三者及びレンタカー会社に対する損害賠償責任には、不法行為責任(民法第709条)に基づくものも含まれると考えられますが、民法上、不法行為者の故意又は過失を主張する者がその立証責任を負うとされています(大判明治38年6月19日民録11輯992頁)。しかし、本条項は、原則として借受人はレンタカー使用中に第三者又はレンタカー会社に与えた損害を賠償しなければならず、借受人及び運転者が無過失の場合は例外的にこれを免れるとの定め方をしているため、実際の交渉等の場面では、借受人は無過失を主張・立証しなければ損害賠償を免れることが困難となり、実質的にその主張・立証責任を借受人に負わせる規定といえます。また、借受人に対し、無過失を主張・立証しなければ損害賠償を免れることができないとの誤解を与えるおそれがあるという意味でも、問題のある規定です。

したがって、本条項の不法行為責任に関する部分は、民法の適用による場合に比して借受人の義務を加重し、借受人の故意又は過失が立証されない限り不法行為責任を負わないという借受人の利益を信義則に反する程度に侵害しており、消費者契約法第10条に抵触するため、借受人又は運転者に故意又は過失がある場合には借受人が損害賠償等の責任を負う旨の規定に改めるなどの修正が必要と考えます。

## 2 ご回答について

つきましては、本再申入れに対する貴社のお考え・ご対応等を、令和4 年8月26日までに書面にてご回答くださいますようお願いいたします。

なお、ご回答の有無及び内容につきましては、当法人の活動目的のため、 公表させていただくことをあらかじめ申し添えます。

以上